

島根県報

第一、四六一号

平成十五年四月十五日

(火曜日)

目次

告示	字の区域の変更	(市町村課)	一
	字の区域の廃止	("	二
	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	三
	生活保護法の規定による指定医療扶助を担当する機関の廃止の届出	("	三
	生活保護法の規定による介護機関の指定	("	三
	島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	四
	土地改良事業施行の認可	("	五
	換地計画書の縦覧	(農村整備課)	五
	土地改良事業施行の同意(二件)	("	五
	森林病害虫等防除法の規定に基づく駆除命令	(森林整備課)	五
	公有水面埋立ての竣功認可	(漁港漁場整備課)	六
	道路の区域の変更	(道路維持課)	七
	道路の供用開始	("	二
	二級河川の指定	(河川課)	三
	包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局)	三
訓令	建築基準法令取扱手続の一部改正	(建築住宅課)	一四

都市計画変更の図書の縦覧

(都市計画課)一四

告

示

島根県告示第三百九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、宍道町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

一 八束郡宍道町大字伊志見に編入する区域

大字	字	地番
学頭	畑谷	二〇三九の四、二〇三九の五、二〇四〇の五、二〇四〇の七
及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部		

(ただし、右地番は、平成十五年二月二十八日現在のものである。)

二 八束郡宍道町大字佐々布に編入する区域

大字	字	地番
学頭	畑谷	二〇四二の五、二〇四三の二から二〇四三の三まで、二〇四七の三、二〇四八、二二〇〇の二、二二〇〇の五、四三三五の三、四三八七の三、四三八八の三
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字佐々布一七二五の一の地先の水路である大字学頭字畑谷地内の国有地の一部		

(ただし、右地番は、平成十五年二月二十八日現在のものである。)

(ただし、右地番は、平成十五年三月一日現在のものである。)

島根県告示第三百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社たかはし薬局	出雲市今市町北本町一丁目二・一四	平成十五年三月七日
タカサキ薬局周布店	浜田市治和町口五一八	平成十五年四月一日
くすりのファミリア江津薬局	江津市嘉久志町イ一四九四・五	平成十五年四月一日
あやめ薬局	鹿足郡六日市町大字六日市二七八・五	平成十五年四月一日

島根県告示第三百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
有限会社出雲生活センター薬局	出雲市今市町八七	平成十五年一月二十七日

島根県告示第三百九十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日	
名称 掛合町	主たる事務所の所在地 飯石郡掛合町大字掛合一二六二番地一	名称 掛合町国民健康保険直営掛合診療所	所在地 飯石郡掛合町大字掛合一三二二	平成十五年一月一日
佐々木モーター株式会社	山口県宇部市南浜町二丁目七番二一号	佐々木モーター株式会社	松江市西川津町六二八・九	平成十五年三月一日

島根県告示第二百九十五号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成二年島根県告示第四百四十七号)

別表(第一条関係)

の一部を次のように改正する。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

中山間地域活性化資金の種類

一 措置要綱第二の一の一の加工流通施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円以下の部分		大企業に貸し付ける場合	二 措置要綱第二の二の二の保健機能増進施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千万円を超える部分		三 措置要綱第二の三の三の生活環境施設整備資金	農業協同組合等に貸し付ける場合	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	農業協同組合等に貸し付ける場合	
		貸付金のうち二億七千万円以下の部分	貸付金のうち二億七千万円を超える部分				貸付金のうち二億七千万円以下の部分	貸付金のうち二億七千万円を超える部分					
		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・七五パーセン		年一・五パーセン	ト 年一・四パーセン	年〇・七五パーセン		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・五パーセン	ト 年〇・一五パーセン
		年一・〇パーセン	ト 年〇・九パーセン	年〇・七五パーセン		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・五パーセン		年一・〇パーセン	ト 年〇・九パーセン	年〇・五パーセン	ト 年〇・一五パーセン
		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・七五パーセン		年一・五パーセン	ト 年一・四パーセン	年〇・七五パーセン		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・五パーセン	ト 年〇・一五パーセン
		年一・〇パーセン	ト 年〇・九パーセン	年〇・七五パーセン		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・五パーセン		年一・〇パーセン	ト 年〇・九パーセン	年〇・五パーセン	ト 年〇・一五パーセン
		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・七五パーセン		年一・五パーセン	ト 年一・四パーセン	年〇・七五パーセン		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・五パーセン	ト 年〇・一五パーセン
		年一・〇パーセン	ト 年〇・九パーセン	年〇・七五パーセン		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・五パーセン		年一・〇パーセン	ト 年〇・九パーセン	年〇・五パーセン	ト 年〇・一五パーセン
		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・七五パーセン		年一・五パーセン	ト 年一・四パーセン	年〇・七五パーセン		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・五パーセン	ト 年〇・一五パーセン
		年一・〇パーセン	ト 年〇・九パーセン	年〇・七五パーセン		年一・二五パーセン	ト 年一・一五パーセン	年〇・五パーセン		年一・〇パーセン	ト 年〇・九パーセン	年〇・五パーセン	ト 年〇・一五パーセン

利子補給率

融資機関が措置要綱第二の二のア、ウ及びオに掲げる者である場合

融資機関が措置要綱第二の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合

1 この告示は、平成十五年四月十五日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年三月十九日から適用する。

2 平成十五年三月十九日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱(平成二年六月七日付け二農経A第六百三十五号農林水産事務次官

依命通知)第四の(三)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	認 可 年 月 日
鹿足郡日原町 土地改良区	日原第四地区農道舗装事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年四月七日

島根県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十一条第一項の規定に基づき、朝山西田地区三条資格者施行代表者から朝山西田地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年四月十五日から二十一日間

三 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	同 意 年 月 日
横田町	三井野地区農道事業 (基盤整備促進事業)	平成十五年四月七日

島根県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	同 意 年 月 日
石見町	上別所地区農道事業 (基盤整備促進事業)	平成十五年四月七日

島根県告示第四百号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をしようとするので、同法第五条第四項において準用す

る同法第三条第五項の規定により公表する。
平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

一 区域及び期間

1 区域

簸川郡大社町、隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を島根県農林水産部森林整備課並びに隠岐支庁及び出雲農林振興センター並びに簸川郡大社町、隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 期間

平成十五年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行つべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれのある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し航空機を利用した薬剤散布による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺区域において、二に掲げる森林病害虫等による被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置の実施に当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、隠岐支庁長又は出雲農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合にはこの限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償金を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、隠岐支庁長又は出雲農林振興センター所長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲

げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行つ見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行つことができる。

5 知事は、4の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行つべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える額に相当する額をその者から徴収することができる。

島根県告示第四百一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

一 竣功認可の年月日

平成十五年三月三十一日

二 竣功認可を受けた者

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡西郷町大字岬町字川原田の二一八四一番から同大字字岩平の一四番に至る地の公有水面

(2) 区域

埋立区域1

次のイの地点からトの地点までを、順次に直線で結んだ線及びトの地点とイの地点とを結ぶ春秋分時の満潮位(DL+0.410mにより決定)における公有

道路の種類	路線名	区	道	路	の	区	域	管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所名称	備考
一般国道	百八十七号	鹿足郡柿木村大字白谷一〇九番一地先から同大字一四九番地先まで	前	後	前	メートル	メートル	津和野土木事務所	道路改良工事
			前	後	前	メートル	メートル		拡幅
									"

水面と陸地との境界線により囲まれた区域。
 イの地点 隠岐郡西郷町西郷漁港沖防波堤南灯台（北緯三六度一分四九秒、東経一三三度二〇分〇七秒二八。以下「原点」という）から二五七度五一分二六秒、九七四・九七mの地点。
 ロの地点 イの地点から三〇四度五〇分五四秒、二五・〇四mの地点
 ハの地点 ロの地点から二〇度三四分三秒、三〇・〇九mの地点
 ニの地点 ハの地点から一一〇度〇三分〇九秒、二六・二二mの地点
 ホの地点 ニの地点から二〇度三〇分四八秒、一一・六二mの地点
 ヘの地点 ホの地点から一〇八度〇九分二六秒、一一・一六mの地点
 トの地点 ヘの地点から一〇七度三六分三八秒、四・八九mの地点
 埋立区域²
 次のチの地点から力の地点までを、順次に直線で結んだ線及び力の地点とチの地点とを結ぶ春分秋分の満潮位（DL+〇・四一〇mにより決定）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。
 チの地点 原点から二六〇度二〇分三〇秒、九二七・二六mの地点
 リの地点 チの地点から二八八度五四分五七秒、五・二二mの地点
 ヌの地点 リの地点から二八八度二九分一四秒、一一・一一mの地点
 ルの地点 ヌの地点から二〇度三〇分五六秒、四九・二五mの地点
 ヲの地点 ルの地点から二九〇度三四分〇八秒、二六・一九mの地点

ワの地点 ヲの地点から二〇度三三分〇九秒、四七・九一mの地点
 カの地点 ワの地点から九五度三五分四五秒、二〇・三八mの地点
 (3) 面積
 三、二八一・四九平方メートル
 四 埋立地の用途
 漁港施設用地
 五 免許の年月日及び番号
 平成四年十二月二日 漁港第一〇号の二
 六 閲覧場所
 島根県農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び西郷町役場
 島根県告示第四百二号
 道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成十五年四月十五日
 島根県知事 澄田信義

道		県											
六日市匹見線		波佐匹見線											
美濃郡匹見町大字紙祖イ二二四四番三地先から同大字イ二二五一番四地先まで		美濃郡匹見町大字匹見イ三六九番一地先から同大字イ三七一番一地先まで		美濃郡匹見町大字匹見イ四七一番一地先から同地番先まで		美濃郡匹見町大字匹見イ一五二六番一四地先から同大字イ四七〇番二地先まで		美濃郡匹見町大字匹見イ四八七番六地先から同大字イ一五三二番四地先まで		美濃郡匹見町大字匹見イ一五三三番一地先から同地番先まで		隠岐郡西郷町大字原田字前の原一五〇一番二四地先から同字一五〇一番二五地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
A	A												
四・〇〇 三九・〇〇	四・〇〇 三九・〇〇	五・〇〇 一一・五〇	四・五〇 八・五〇	七・〇〇 九・五〇	五・〇〇 七・〇〇	六・〇〇 七・五〇	五・〇〇 六・〇〇	七・〇〇 一一・五〇	五・〇〇 五・五〇	五・五〇 八・五〇	五・〇〇 六・〇〇	九・〇〇 一〇・〇〇	
四八〇・〇〇	四八〇・〇〇	一八五・〇〇	一八五・〇〇	三五・〇〇	三五・〇〇	八一・〇〇	八一・〇〇	六六・五〇	六六・五〇	六三・〇〇	六三・〇〇	一六・〇〇	
益田土木建築事務所												隠岐支庁	
上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。												減幅 不用物件発生	

”

萩津和野線

鹿足郡津和野町大字名賀九〇九番一地从先から同大字九一一番一地从先まで			鹿足郡津和野町大字名賀一六五〇番一地从先から同大字八五九番三地从先まで			鹿足郡津和野町大字名賀一六五〇番六地从先から同大字一六五〇番五地从先まで			鹿足郡津和野町大字名賀一六五〇番一地从先から同大字一六五〇番一八地从先まで			鹿足郡津和野町大字名賀八五〇番五地从先から同大字八五三番一地从先まで		
前		後	前		後	前		後	前		後	前		
B	A	B	B	A	B	B	A	B	B	A	B	B	A	
一三・〇〇〇 二一・〇〇〇	四・〇〇〇 一一・〇〇〇	一一・〇〇〇 一八・〇〇〇	一一・〇〇〇 一八・〇〇〇	四・〇〇〇 六・〇〇〇	一九・〇〇〇 四四・〇〇〇	一九・〇〇〇 四四・〇〇〇	四・〇〇〇 七・〇〇〇	二七・〇〇〇 八一・四〇〇	一五・〇〇〇 六〇・〇〇〇	四・五〇〇 五・五〇〇	一一・〇〇〇 四二・〇〇〇	一一・〇〇〇 四二・〇〇〇	六・〇〇〇 一〇・〇〇〇	
一四〇・〇〇〇	一五七・〇〇〇	一三九・〇〇〇	一三九・〇〇〇	一五三・〇〇〇	八四・〇〇〇	八四・〇〇〇	一三〇・〇〇〇	四九・〇〇〇	四九・〇〇〇	八八・〇〇〇	一四六・〇〇〇	一四六・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	

津和野土木事務所

” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。	” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管	” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管	” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 一部拡幅	” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 河川管理道
---------------------------------	---	---	---	--

島根県告示第四百三三号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十五年四月十五日
島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	田所国府線	邑智郡瑞穂町大字市木四七七番三地先から同大字一九九〇番三地先まで	一、〇五六・五〇メートル	平成十五年四月十五日	川本土木建築事務所	
"	波佐匹見線	美濃郡匹見町大字匹見イ一五三三番一地先から同地番先まで	六三・〇〇	"	益田土木建築事務所	
"	"	美濃郡匹見町大字匹見イ四八七番六地先から同大字イ一五三一番四地先まで	六六・五〇	"	"	
"	"	美濃郡匹見町大字匹見イ一五二六番一四地先から同大字イ四七〇番二地先まで	八一・〇〇	"	"	
"	"	美濃郡匹見町大字匹見イ四七一番一地先から同地番先まで	三五・〇〇	"	"	
"	"	美濃郡匹見町大字匹見イ三六九番二地先から同大字イ三七一番二地先まで	一八五・〇〇	"	"	
"	六日市匹見線	美濃郡匹見町大字紙祖イ二一四四番三地先から同大字イ二一五一番四地先まで	五四〇・〇〇	平成十五年六月一日	"	
"	鹿野六日市線	鹿足郡六日市町大字立戸二〇七番二地先から同大字六九番二地先まで	一四八・六八	平成十五年四月十五日	津和野土木事務所	

鹿足郡津和野町大字中座イ一八九九番一地先から同町大字鷺原イ二六三番一地先まで	後	A 五・八〇 一一・〇〇	B 一〇・〇〇 七七・〇〇	一、四八七・一〇	一、九三〇・〇〇	上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
--	---	--------------------	---------------------	----------	----------	--------------------------------------

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

三島 明

松江市宇町二十四番地 レイクハイツおまち三〇二

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があつた後に支払うものとする。ただし、知事が必要があるとき、概算払をすることができる。

訓 令

島根県訓令第十九号

土木部
土木建築事務所
隠岐支庁

建築基準法令取扱手続(昭和三十三年島根県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

受訓先中、「土木建築事務所」を「隠岐支庁 土木建築事務所」に改める。

第二条中「第七条第二項」を「第七条第四項」に、「川本土木事務所」を「隠岐支庁」に改める。

第四条第一項中「確認した建築物、建築設備又は工作物については、第一号様式による確認等報告書」を「確認済証を交付した件数及び法第七条第五項の規定により検査済証を交付した件数(法第七条の三により特定行程として指定した場合は、中間検査合格証を交付した件数も含む。)」に、「川本土木事務所長」を「隠岐支庁土木建築局長」に、「提出」を「報告」に改め、同条第二項中「通知を受けた建築物、建設設備又は工作物」を「交付した確認済証及び同条第七項の規定により交付した検査済証」に改める。

第五条中「細則第十四条」を「省令第十条の四第一項」に改め、「許可申請書」の下に「(法第八十五条第四項の規定によるものを除く。)」を加え、同条第一号中「照し」を「照らし」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(認定申請書)

第五条の二 土木建築事務所長等は、省令第十条の四の二第一項、細則第十一条の四第一項、細則第十四条の二第一項及び細則第十四条の三第一項の規定による認定申請書を受理した場合には、当該申請書の記載事項を審査し、かつ、次の各号に掲げる事項について調査の上、その結果を記載した書面を添えて知事に進達しなければならない。

- 一 法の適用条項に照らし認定の適否
- 二 関係市町村長の意見
- 三 その他参考となる事項

第六条中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第七条第一項中「建築物」の下に「、建築設備」を加え、「第二号様式による違反建築物(工作物)報告書」を削り、「提出」を「報告」に改め、同条第二項中「基く」を「基づく」に改め、「第三号様式による報告書」を削り、「提出」を「報告」に改める。

第八条各号を次のように改める。

- 一 許可台帳及び認定台帳
 - 二 確認処理台帳
 - 三 道路指定台帳
 - 四 建築工事届及び建築除去届つづり
 - 五 建築計画概要書つづり
 - 六 築造計画概要書つづり
 - 七 建築基準法令による処分の概要書つづり
- 第一号様式から第六号様式までを削る。

この訓令は、平成十五年四月十五日から施行する。

公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十

一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月十五日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画用途地域

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

平成十五年四月十五日印刷
平成十五年四月十五日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行